平成２９年度　第７回　佐治地域振興会議

日　時:平成３０年3月２３日（金）１５：００～
場　所:佐治町総合支所２階第１会議室

ー　次　第　ー

１．開　　会

２．あいさつ

３．協議・報告事項
（１）星空保全地域・星空保全照明基準について

（２）定期人事異動（佐治町総合支所関係）について

（３）その他
- 施設の指定管理について
- 庁舎耐震化の日程について

４．閉　　会

佐治地域振興会議委員名簿

(任期：平成２９年４月１日～平成３１年３月３１日)

		氏　　名	区分	備　　考
会長	継	上田　喜清	１号	佐治町自治連合会会長
副会長	継	杉本　淑子	３号	公募
	新	福安　修	１号	佐治町まちづくり協議会副会長
	継	栗谷　幹雄	２号	JA 鳥取いなば佐治支店果実部長
	継	岡村　裕司	２号	因州和紙同業会会員
	新	小林　穂奈美	２号	佐治町青年団員
	新	上田　ゆかり	２号	佐治町連合婦人会役員
	新	西尾　寛茂	２号	佐治町支部老人クラブ会長
	新	竹内　むつ子	２号	小規模多機能居宅事業運営委員
	新	岸田　みち代	２号	千代南中学校保護者会会員
	新	阿久津　奈穂子	３号	公募
	継	福安　道則	３号	公募

＊　選出区分

１号委員　自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある人

２号委員　学識経験を有する人

３号委員　公募により選任された人

佐　治　町　総　合　支　所	
支所長	西尾　彰仁
副支所長兼地域振興課長	竹本　康宏
産業建設課長	川西　仁志
市民福祉課長	徳永　　努
地域振興課課長補佐	青木　正弘

別紙

鳥取市佐治町全域における星空保全照明基準（案）

照明器具の種類	項　目	基　準
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	1　次の地域ごとに、垂直に設置した場合の上方光束比が５パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2　１以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	1　次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア　下向き照射とすること。 イ　建築物等のみを照射すること。 2　その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、５カンデラ毎平方メートル以下とする。
広告物照明器具	照射の方向	1　広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア　下向き照射とすること。 イ　広告物のみを照射すること。 ウ　その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2　広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	広告物の表面の輝度は、４００カンデラ毎平方メートル以下とする。

備考

1　「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。

2　「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。

3　「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。

4　上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。

5　「市街地」とは、市街化されている地域であって、照明の制限に一定の配慮が必要と認められるものをいう。

6　照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。

7　広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。

（1）　広告物の外観を照射するとき　平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値

（2）　広告物本体又はその内部が発光するとき　広告物の表面の輝度を測定して得た数値

8　平均照度及び輝度の測定方法は、日本工業規格Ｃ7612 及びＣ7614 による。

9　個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

鳥取市佐治町地域の星空保全照明基準の設定について

1　星空保全照明基準の設定方法とその作業の流れ

「星空保全照明基準」とは、鳥取県星空保全条例（以下「条例」とする）第 11 条第 1 項の規定により、星空保全地域の指定に当たって知事が定める、当該地域の星空環境を保全するために必要な照明器具の設置及び使用に関する基準であり、条例第 11 条第 2 項、3 項の規定に従って、以下のとおり定める。

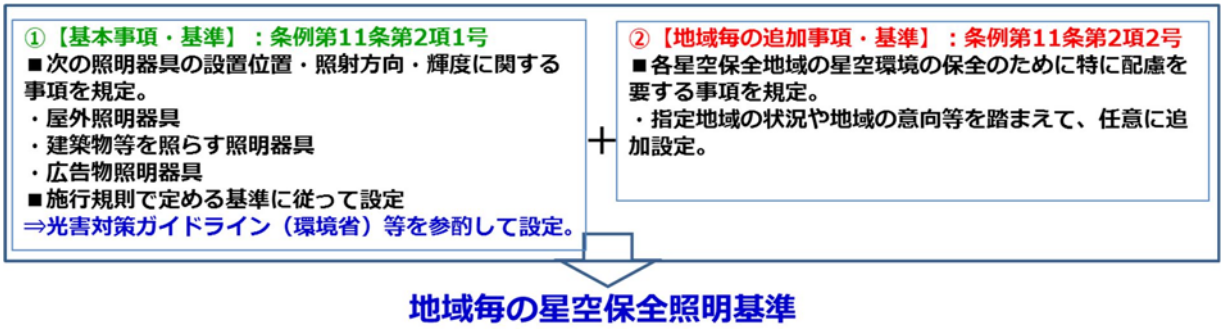

①星空保全照明基準のうち、屋外照明器具、建築物等を照射する照明器具、広告物照明器具について、照明器具の設置位置や照射方向、及び輝度に関する事項（条例第 11 条第 2 号 1 号、以下「基本事項・基準」）を、施行規則第 7 条で定める基準等に従って定めることとなっている。

◆施行規則第 7 条で示す基準では、上方光束比、輝度等の基準値を定める際には、「環境省が定める光害の対策に係る指針その他の技術的な指針（以下「ガイドライン」という）」を参酌して当該地域における星空環境を阻害しないと認められるようにする」とされている。

⇒星空保全照明基準の「基本事項・基準」の項目や基準値、規定の設定の根拠となる基準は、「光害対策ガイドライン（環境省、2006）」で示されている「照明環境類型」毎に設定された基準等を基本に設定する。

②加えて、星空保全地域として指定される地域毎に、当該地域の星空環境の保全のために特に配慮を要する事項（条例第 11 条第 2 項 2 号）とされる「追加事項・基準」を、地域の状況や意向を踏まえて、関係市町村と協議の上定める。

③①、②を合わせて星空保全地域毎の「星空保全照明基準」とする。

④条例第 11 条第 4 項の規定に従い、定めようとする「星空保全照明基準（案）」について、関係市町村長及び鳥取県景観審議会の意見を聴く。

⑤④の後、条例第 11 条第 5 項の規定に従い、星空保全照明基準（案）を公告縦覧（2 週間）する。

⑥⑤の後、条例第 11 条第 7 項の規定に従って告示し、当該告示をもって効力を生じる。

2　鳥取市佐治町地域の星空保全照明基準について

①佐治町地域は、鳥取市や佐治地域の意向を踏まえ、全域を星空保全地域に指定する。

②佐治町地域の居住地域の環境を踏まえて判断することとし、当該居住地域の環境は村落部や里地に該当し、「光害対策ガイドライン（環境省、2006）」の照明環境Ⅱに該当すると考えられることから、条例第 11 条第 2 項 1 号の「照明器具の設置の位置、照射の方向、及び輝度に関する事項（→基本事項・基準）」に関する上方光束比や輝度等の基準値について、同ガイドラインの「照明環境Ⅱ」の地域に適用される基準値を基に設定する（下表参照）。

③佐治地域の星空保全照明基準に、条例第 11 条第 2 項 2 号の「「追加事項・基準」を定める意向は無く、佐治町地域の星空保全照明基準には、条例第 11 条第 2 項 1 号の「基本事項・基準」のみ定める。

表「光害対策ガイドライン（環境省、2006）」等で規定されている、地域特性による照明環境類型

照明環境類型	照明環境Ⅰ「あんぜん」の照明環境	照明環境Ⅱ「あんしん」の照明環境	照明環境Ⅲ「やすらぎ」の照明環境	照明環境Ⅳ「たのしみ」の照明環境
上方光束比	0%	0～5%	0～15%	0～20%
対象イメージ	●自然公園	●里地・郊外型住宅地	●地方都市 大都市周辺	●都市中心部
CIE（国際照明委員会）による環境地域	●自然 本来暗い場所を伴う領域:国立公園、際立った自然景観を持つ領域	●地方 周辺の輝度が低い領域:一般的に市街地及び田園地帯の外側の領域	●郊外 周辺の輝度が中間的な領域:一般的に市街地	●都市 周辺の輝度が高い領域:一般的に宅地と商業地が混在する市街地で夜間の活動が多い領域
建物表面の輝度の最大許容値	0cd/m²	5cd/m²	10 cd/m²	25cd/m²
看板の輝度の最大許容値	50cd/m²	400cd/m²	800cd/m²	1000cd/m²

（参考）ＣＩＥ（国際照明委員会）

○　光と照明の分野での科学・技術及び工芸に関するあらゆる事項について、国際的討議を行い、標準と測定の手法を開発し、国際規格及び各国の工業規格の作成に指針を与え、標準・報告書等を出版するとともに、他の国際団体との連携、交流を図ることを目的とした組織。

平成30年度　佐治町総合支所

H30.4.1

課　　等	職	本務 ○	氏名	備　　考
佐治町総合支所				
支所長	支所長	○	西尾彰仁	<併>さじアストロパーク所長 [事務取扱]産業建設課長
副支所長	副支所長	○	徳永　努	(兼)佐治歴史民俗資料館長 <併>選挙管理委員会事務局書記
地域振興課	課長		徳永　努	
	課長補佐	○	青木正弘	<併>選挙管理委員会事務局書記
	主幹	○	福田浩二	<併>選挙管理委員会事務局書記
	主幹	○	上田眞博	<併>選挙管理委員会事務局書記
	主任	○	船越 進	再任用短時間 <併>選挙管理委員会事務局書記 <併>水道局主任
市民福祉課	課長	○	前田由美	(兼)佐治地区保健センター所長 (兼)佐治町国民健康保険診療所長
	主査	○	武田恵子	
	主任	○	谷口由美子	
	主任	○	山口昌樹	再任用
	保健師	○	杉本彩果	(兼)佐治地区保健センター保健師
	主事	○	山田健一	任期付短時間勤務
産業建設課	課長		西尾彰仁	[事務取扱]
	主幹	○	田中寿彦	
	主任	○	川西仁志	再任用
	主任	○	小谷隆彦	再任用短時間
	主任	○	谷上右近	再任用短時間 <併>水道局主任
教育委員会事務局				
佐治町分室	分室長		徳永　努	
	主事	○	間屋口真功	<併>地域振興課主事